

射水市立小杉南中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

富山県教育委員会発出の「改訂版 いじめ対応ハンドブック」「いじめ事案初期対応フローチャート」「いじめ発見と学校の組織的な対応に係る留意点」を活用しながら、次のように適切な組織的な対応を行う。

(1) 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

<未然防止のための措置>

① いじめについての共通理解・合意形成

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、常に生徒の様子を把握するよう気を配る一方、マイサポーターや気がかりポストの有効活用を図る。

- ・いじめの早期発見のため、具体的な認識の共有を図るための事例研修等を設ける。
- ・いじめが起こった場合について、対応の共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論するなど、いじめ防止に資する活動を推進する。

- ・自他の意見の相違があっても、認め合いながら調整し解決していける力や自分の言動が周りに与える影響を判断して行動できる力を育てる。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」等の学年活動や生徒会活動等で意義のある体験活動を推進し、一人一人の自己有用感や自尊感情を高める。

③ いじめを生まない集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、全教室等に「いじめをなくす射水市民5か条」を掲示し、日常の生活指導に活用し、心身ともに健やかな生徒の育成に取り組む。

- ・個に応じた指導の充実に努めるとともに、補充学習や補習等の取組を積極的に進め、基本的な学習内容の定着を図る。
- ・良好な人間関係づくりのためのソーシャルスキルトレーニングを取り入れた学級・学年活動を推進する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、生徒が活躍し、他者の役に立っていると感じて、自己有用感が高められるような機会を設定する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況乗り越えるような体験も貴重な機会ととらえ、一人一人の心に寄り添い、励ましていく。

- ・一人一人が活躍できる場の設定を工夫し、認め合う集団づくりを推進する。
- ・学級や学年、部活動等における生徒一人一人の居場所づくりに努め、集団への所属感を高める。
- ・学校の諸活動において、教師が生徒に寄り添う意識をもち、生徒と共に活動するように努める。

⑤ 生徒自らがいじめについて学んだり、取り組んだりする

生徒自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。また、生徒に対して、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動を取る重要性を理解させる。

- ・委員会や生徒会で「人権」や「いじめ」に関する生徒集会や委員会活動を企画・実践する。
- ・学級活動や道徳の授業における、生徒の実態を踏まえた、「思いやり」、「集団生活の充実」、「生命の尊さ」等に関する学習を通して、生徒一人一人の豊かな心の育成に努める。

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

① 定期的なアンケート調査

- ・WEBQ U調査を実施し、集団分析をすることで人間関係の変化を早期に把握する。
- ・学期ごとに「さみどり調査(実態調査)」を実施し、生徒の実態を把握する。また、調査には、いじめ以外の自己有用感を意識させる内容も盛り込む。
- ・保健における健康や心に関する実態調査を実施し、生徒の出すいじめのサインを見逃さないようにする。

② 定期的な個人面談(教育相談)

- ・「さみどり調査(実態調査)」の内容を基にして、面接週間の期間を設け、学級担任が全員に面接を行い、個々に応じた支援や助言を行う。(每学期1回以上)
- ・保健における健康や心に関する調査内容においても、面接週間で支援、助言する。場合によっては、養護教諭やSSC、SSWとの連携を図る。

③ 日常の学校生活での取組

- ・生活ノートの記載内容で気になる情報を教師間で共有し、生徒の実態把握に努める。
- ・授業や休み時間等での気になる情報についても、教師間で連絡を取り合い、場合に応じて個別面談を実施する。
- ・マイサポーターの先生からの声がけで生徒とのつながりを深める。
- ・週1回生徒指導委員会を実施し、生徒の状況に関する情報収集に努め、適切な指導・援助について話し合う。
- ・相談ボックスの設置や気がかりポスト担当教員の配置を行い、悩みや困り事についての相談に組織で対応する。

④ 家庭、地域、関係機関等との連携(情報収集)

- ・保護者からの相談については、担任や学年を中心に早期に対応し、連携を図る。
- ・PTA役員や保護者との懇談を通して、情報収集に努める。
- ・小中学校間で情報交換を行い、中1ギャップの未然防止に努めるなど、学校間の連携を図る。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

(3) 早期対応

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに当該いじめに係る情報を収集、共有し、特定の教職員がいじめに係る案件を抱え込むことなく、組織的な対応に努める。

＜いじめに対する措置＞

① いじめを発見したり通報を受けたりしたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見した、あるいは通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を行い、情報を共有する。
- ・マイサポーター教員や気がかりポスト担当など学年以外の教職員も加えて早期に対応する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴取するなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・丁寧で誠実な対応を行うため、対応に関するチェックリストを作成し、対応の徹底を図る。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられている生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じ、SSC、SSW、教育アドバイザー等の専門家との連携を図る。

③ いじめた生徒・いじめに関わった生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取や事情を確認する。
- ・いじめに関わったとされる生徒から、事実関係の聴取や事情を確認する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を明確にし、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、本人・保護者に対する継続的な助言支援を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う他、場合によっては、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、保護者に事実関係を伝える。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・情報モラル教育を進め、保護者への理解を図り、未然防止に努める。

(4) 再発防止

いじめが解消している状態（いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、生徒が真にいじめ問題乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけに終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒や加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

<再発防止のための措置>

① いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や声かけ等を行う。

② 十分な効果上げることが困難な場合

- ・いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

4 いじめ防止対策委員会

（いじめ事案が起こった際に生徒指導委員会をいじめ防止対策委員会として臨時に開催するもの）

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、心理・福祉等の専門知識を有する者（SSCやSSW等）
※ 必要に応じて、医師、警察官経験者等の専門家を追加する。

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応
（生徒や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・小杉南中学校区児童生徒健全育成協議会を設置し、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われよう努める。
- ・地域や家庭に対して、学校だよりを通じて、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・インターネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、インターネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。